

○南城市日中一時支援事業実施要綱

平成21年4月21日

告示第44号

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする日中一時支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平25告示29・平25告示116・一部改正）

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、南城市とする。

(事業内容)

第3条 この事業は、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他適切な支援を行う。ただし、法に規定する障害福祉サービス又は介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する保険給付により、この事業に相当するサービスを受けることができる場合は、この事業に優先して行うものとする。

2 障害者等が医療機関においてサービスを受ける場合は、前項のサービスの内容に必要な医療的ケアを加えるものとする。

（平25告示116・一部改正）

(指定事業者)

第4条 この事業は、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者（生活介護又は短期入所を行うものに限る。）及び児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所事業者（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る）で市長の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）が行う。

2 医療機関内の施設において、障害者等に対するサービスを提供する医療法人等であること。

（平25告示116・全改）

(事業者の指定手続)

第5条 前条の市長の指定を受けようとする事業者は、日中一時支援事業者指定申請書（様

式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、日中一時支援事業者指定決定・却下通知書(様式第2号)により事業者に通知するものとする。

(指定の取消し)

第6条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

(1) 指定事業者が指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消された等の理由により要件を欠くに至ったとき。

(2) 地域生活支援給付費の請求に関し不正があったとき。

(3) 指定事業者が、不正の手段により指定を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定事業者として適当でないと認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により指定事業者の指定を取り消したときは、日中一時支援事業者指定取消通知書(様式第3号)により当該事業者に通知するものとする。

(指定事業者の届出義務)

第7条 指定事業者は、当該指定に係る申請事項に変更が生じたとき又は事業を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに日中一時支援事業者変更・中止届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(対象者)

第8条 この事業の対象者は、法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児(以下「障害者等」という。)で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に居住する障害者等

(2) 日中において介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要なもの

(3) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(平25告示29・全改、平25告示116・一部改正)

(申請)

第9条 この事業の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者(以下「申請者」という。)は、地域生活支援事業支給申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(支給要否決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、支給の要否を決定するため、当該職員をして当該申請に係る障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者に面

接させ、その心身の状況、その置かれている環境等について調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による調査の結果を勘案して、速やかに支給の要否を決定し、地域生活支援事業支給決定通知書(様式第6号)又は地域生活支援事業支給却下決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により支給を決定するときは、月を単位として地域生活支援給付費を支給する日中一時支援の量(以下「支給量」という。)及び支給決定の有効期間を定め、支給決定を受けた申請者(以下「支給決定障害者等」という。)に地域生活支援サービス受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

(支給量の上限)

第11条 第3条第1項における支給量の上限は各月23日までとする。

2 第3条第2項における支給量の上限は各月5日までとする。

3 前各号に掲げる支給量の上限について、市長が特にやむを得ない理由があると認めたときは、その限りでない。

(平25告示116・全改)

(支給決定の有効期間)

第12条 支給決定の有効期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と、1月間から12月間までの範囲内で月を単位として市長が定める期間を合算して得た期間とする。

2 支給決定を行った日が月の初日である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、1月間から12月間までの範囲内で月を単位として市長が定めた期間を支給決定の有効期間とする。

(変更申請)

第13条 申請者は、第10条第3項の規定により決定された内容について変更を申請しようとするときは、地域生活支援事業支給変更申請書(様式第8号)に受給者証を添えて、市長に提出しなければならない。

(変更通知)

第14条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その要否について地域生活支援事業支給変更決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給の決定を取り消すことができる。

- (1) 支給決定に係る障害者等が第8条第1項及び第2項の規定に該当しなくなったとき。
 - (2) 支給決定に係る障害者等が、支給決定の有効期間内において南城市に居住地を有しなくなったとき。(支給決定に係る障害者等が法第19条第3項に規定する特定施設へ入所することにより南城市に居住地を有しなくなったときを除く。)
 - (3) 第9条又は第13条の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。
 - (4) その他市長が支給の決定を取り消すことが必要であると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により支給決定の取消しを行ったときは、地域生活支援事業支給決定取消通知書(様式第10号)により当該支給決定障害者等に通知するとともに、受給者証の返還を求めるものとする。

(支給決定障害者等の届出義務)

第16条 支給決定障害者等は、申請内容に異動が生じたときは、速やかに地域生活支援事業申請内容変更届出書(様式第11号)に受給者証を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 支給決定障害者等は、受給者証を紛失し、又は破損したときは、地域生活支援サービス受給者証再交付申請書(様式第12号)により再交付を市長に申請するものとする。

(給付費の支給)

第17条 市長は、支給決定に係る障害者等が支給決定の有効期間内において、指定事業者から日中一時支援を受けたときは、当該支給決定障害者等に対し、日中一時支援(支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用について地域生活支援給付費(以下「給付費」という。)を支給する。

- 2 日中一時支援を受けようとする支給決定障害者等は、指定事業者に受給者証を提示して日中一時支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由があると市長が認める場合については、この限りでない。
- 3 給付費の額は、別表に規定する基準により算定した額から第20条に規定する利用者負担を控除した額とする。

(代理受領)

第18条 指定事業者が支給決定障害者等に代わって給付費の支払を受けることに関して同意を得ているときは、市長は前条第1項の規定により支給する給付費を指定事業者に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し給付費の支給があった

ものとみなす。

(給付費の請求)

第19条 指定事業者が給付費を請求しようとするときは、日中一時支援を提供した月の翌月の10日までに、地域生活支援給付費請求書(様式第13号)に当該請求に必要な地域生活支援給付費明細書(様式第14号)及び日中一時支援事業提供実績記録票(様式第15号)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する請求があったときは、市長は、その内容を審査し、日中一時支援を提供した月の翌月の末日までに給付費を支給するものとする。

(利用者負担)

第20条 支給決定障害者等は別表に規定する基準により算定した額の100分の10に相当する額を利用者負担として指定事業者に支払うものとする。ただし、支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている世帯にあつては、利用者負担を免除する。

(指定事業者の遵守事項)

第21条 指定事業者は、支給決定に係る障害者等に対して適切な日中一時支援を提供できるよう、サービス提供者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定事業者は、サービス提供者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 指定事業者は、支給決定障害者等に対し、その提供するサービスの内容、料金、サービス提供者の資格及び経理状況を明示しなければならない。

4 指定事業者は、日中一時支援提供時に事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、市長及び家族等に連絡しなければならない。

5 指定事業者は、サービス提供者、会計及び日中一時支援提供記録に関する諸記録を整備し、日中一時支援の提供日から5年間保管しなければならない。

6 指定事業者は、業務上知り得た支給決定障害者等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。指定事業者がその事業を廃止し、又はその指定を取り消された後も同様とする。

(支給決定障害者等の遵守事項)

第22条 支給決定障害者等は、受給者証を他人に譲渡し、又は貸与するなど不正に使用してはならない。

(補則)

第23条 この告示に規定するもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成25年4月1日告示第29号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月15日告示第116号）

この告示は、平成25年10月15日から施行する。

附 則（令和3年9月30日告示第149号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の各告示に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年3月24日告示第32号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第17条、第20条関係）

（令5告示32・全改）

日中一時支援事業 基準単価表

障害程度区分		提供時間	単価
障害者	障害児		
区分6又は区分5	区分3	4時間未満	1,890円
		4時間以上8時間未満	3,790円
		8時間以上12時間未満	5,680円
区分4又は区分3	区分2	4時間未満	1,590円
		4時間以上8時間未満	3,180円
		8時間以上12時間未満	4,770円
区分2又は区分1	区分1	4時間未満	1,230円
		4時間以上8時間未満	2,450円
		8時間以上12時間未満	3,680円
日常的に医療的ケアを要し、医療施設		4時間未満	12,300円

及び障害福祉サービス事業所を利用する場合（人工呼吸器使用等）	4時間以上8時間未満	24,600円
	8時間以上	24,600円
日常的に医療的ケアを要し、医療施設及び障害福祉サービス事業所を利用する場合（その他の医療的ケア）	4時間未満	5,950円
	4時間以上8時間未満	11,900円
	8時間以上	11,900円

備考

- 1 この表において「障害程度区分」とは、障害児にあっては障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成18年厚生労働省告示第572号）、障害者にあっては障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号）第2条第1項により判定される区分をいう。
- 2 支給決定に係る障害者等に対して、食事の提供（事業所に従事する調理員による食事の提供又は調理業務を第三者に委託していること等事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして知事に届け出たものに限る。）を当該事業所において行った場合は、1日につき420円を単価に加算する。